

R7年度 北連携型小中一貫校〈校内〉いじめ防止対策委員会

基本姿勢：学校で問題行動や人間関係上のトラブル等が起つた際には、以下のことを点検する。

- ① いじめはなかつたか。 ② 教師による行き過ぎた指導がなかつたか。

<北連携型小中一貫校いじめ防止対策委員会> ~ 構成メンバーとその役割 ~

◇ 校長・教頭

- ・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」というメッセージをことある毎に発信する。
- ・会礼、PTA総会のあいさつをはじめ、学校通信や学校Webページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信を積極的に行う。

◇ 教務主任

- ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

◇ いじめ防止担当教員

- ・管理職を補佐し、校内いじめ防止対策委員会の中心としていじめ対策に取り組む。
- ・「北連携型小中一貫校いじめ防止基本方針」が実効性のあるものになっているか、定期的にP D C Aサイクルを回しながら改善を図っていく。
- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共有し、いじめ問題に対する教職員の指導力の向上を図る。
- ・いじめ問題に関する情報収集と記録（毎月の生活アンケートの実施、集約）

◇ 生徒指導主事（主任）

- ・いじめ防止担当教員を補佐し、いじめ防止対策委員会と生徒指導部との連携を図る。
- ・いじめの未然防止及び早期発見、迅速対応に向けて関係機関との連携・調整を図る。
- ・生徒指導部会の実施（情報収集と情報提供を行う。）～北中：毎週火曜日3校時～

◇ 教育相談主任

- ・不安や悩みを抱える等、気になる生徒への対応の提案を行う。
- ・SC及びSSWとの面談計画の提案、調整を行う。
- ・教育相談実施状況を管理職に報告する。
- ・教育相談部会の実施（情報収集と情報提供を行う。）～北中：毎週火曜日2校時～

◇ 学年主任

- ・対応が必要な生徒の情報を収集し集約して、いじめ防止対策委員会へ報告する。
- ・いじめ防止対策委員会の方針を受け、学年職員に伝え一枚岩で指導にあたる。
- ・いじめの未然防止活動についての学年の取組を提案し実施する。

◇ 養護教諭

- ・悩みや不安を抱える生徒に対する保健室での相談状況等を教育相談部会で報告する。
- ・保健室の活用についての提案を行う。

◇ スクールカウンセラー（SC）

- ・加害、被害生徒へのカウンセリングを行い、支援する。

◇ スクールソーシャルワーカー（SSW）

- ・加害、被害保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメントを行う。

◇ 児童会・生徒会担当

- ・児童生徒主体のいじめ防止活動を企画立案し、一層の充実を図る。

※ ぱ☆ら☆り☆す委員、校医・民生児童委員、人権擁護委員、**子育て支援課**、西部児童相談所、藤岡警察等、必要に応じて構成員を追加し、より有効な対策となるようにする。